

# 注 意 書 (労働審判事件の相手方になられた方へ)

岡山地方裁判所第3民事部労働審判係

- 1 労働審判手続は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働紛争について、労働審判官（裁判官）1人と労働関係の専門的な知識経験を有する労働審判員2人とで組織する労働審判委員会が、事件を審理した上、調停を試み、又は事案の実情に即した解決をするために必要な労働審判を行うことにより、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図る手続です（労働審判法1条）。

労働審判手続は、原則として、3回以内の期日で審理を終結することとされており（労働審判法15条2項）、そのため、当事者の方は、第1回の期日において主張及び証拠書類の提出を行い、遅くとも第2回の期日が終了するまでには、これを終えなければならないとされています（労働審判規則27条）。

当事者の皆様には、労働審判手続の迅速かつ適正な進行のためにご理解とご協力をお願いします。

## 2 提出期限までに答弁書等を提出してください。

- 申立人の主張（言い分）は、申立書に書いてありますから、そこに書いてあることが真実であるかどうかよく調べて、答弁書を作成し、十分な反論を行ってください。

答弁書の記載方法については、別紙『答弁書の書式』を参考にしてください。

- 労働審判委員会は、双方の主張・証拠に基づいて審判をしますので、あなたの主張を裏付ける証拠書類（予想される争点についての証拠書類も含む。）の写しを答弁書に添付してお送りください。

証拠書類の写しには、書類ごとに右上部欄外に、順番に番号（乙1、2、3・・・）を書いてください。また、証拠書類の原本は、審判手続期日に持参してください。

- 裁判所に提出する答弁書には、その写し3通も併せて提出してください。また、答弁書の写し及び証拠書類の写しは、申立人（弁護士が代理人に付いている場合には、その弁護士）あてに直接送ってください。

- 裁判所に提出する答弁書その他の書類は、A4判横書きで作成してください（左側3センチメートル程度は余白としてください）。

- 3 審判手続期日の変更は、原則として認められませんので、**弁護士を代理人に依頼する予定がある場合には、すみやかに依頼を行ってください。**なお、代理人は、原則として、弁護士に限られます。

弁護士を依頼したときは、その弁護士に、別紙『労働審判事件の代理人となられた皆様へ』及び『答弁書の書式』をお渡しください。

- 4 答弁書を未提出のまま審判手続期日に欠席した場合は、申立人の主張と証拠だけで審判をすることがありますので、ご注意ください。

- 5 その他何かご不明な点がありましたら、すみやかに、呼出状記載の担当書記官までご連絡ください。

以 上

<弁護士さんにお渡しください>

労働審判事件の相手方代理人となられた皆様へ

## 労働審判事件の進行について

岡山地方裁判所第3民事部労働審判係  
労働審判事件の迅速・適正な進行のため、次の諸点についてご協力ください。

- 1 受任されたらすみやかに委任状を提出するなどして、裁判所（労働審判委員会）と連絡を取れるようにしてください。
- 2 提出期限までに答弁書等を提出してください。  
労働審判手続は、原則として、3回以内の期日で審理を終結する（労働審判法15条2項）こととされており、第1回期日においては、争点及び証拠の整理をし、可能な証拠の提出を行う（労働審判規則21条1項）ことが予定されていますが、それには当事者双方のご協力が不可欠です。
- 3 相手方代理人におかれては、第1回期日から充実した審理が行えるように、呼出状記載の「答弁書提出期限」までに、答弁書で申立書記載の主張に対し十分な反論を行うとともに、それに関する証拠を提出してください。
  - 答弁書には、労働審判規則16条1項の事項をもれなく記載するとともに、同条2項の証拠書類の写しを添付してください。また、できる限り、答弁を理由づける事実についての主張とそれ以外の実事についての主張とを区別して、簡潔に記載してください（労働審判規則18条）。
  - 裁判所に提出する答弁書には、その写し3通も併せて提出してください。また、答弁書の写し及び証拠書類の写しは、申立人（弁護士が代理人に付いている場合には、その弁護士）あてに直送してください。
  - 答弁書に添付した証拠書類の原本は、第1回期日に持参してください。
- 4 当事者は、第1回の期日において主張及び証拠書類の提出を行い、遅くとも第2回の期日が終了するまでには、これを終えなければなりません（労働審判規則27条）ので、第1回期日の前にあらかじめ主張及び証拠の提出に必要な準備を十分に行ってください。  
また、労働審判手続においては、申立書及び答弁書によって、当事者双方の基本的な主張がされた後は、原則として、書面による主張が予定されておらず、期日における口頭でのやりとりによって、双方が主張立証を行う方法で審理されます（労働審判規則17条1項本文）。相手の主張や労働審判委員会からの質問等に、期日において具体的に答えられるように準備をお願いします。
  - 第1回期日までに、当事者から詳細な事情聴取を行うなど、当事者との十分な打ち合わせをしておいてください。
  - 期日には、本件について事情をよくご存じの方（担当者、上司等）を同行するようにしてください。  
本件について事情をよくご存じの方を同行することができない場合は、期日において電話等により連絡できるようにしておいてください。 以上